

媛剣連第130号  
令和7年1月21日

加盟団体長 様

西条市剣道連盟  
会長 田邊 重義

京都（剣道六・七段、八段）及び愛知（剣道六・七段）審査会実施について  
標記審査会が、別紙要項により実施されます。

加盟団体長におかれましては、会員有資格者に周知徹底され、受審希望者を取りまとめ、  
下記事項にご留意のうえ、審査料を添えて期日までに一括申込みをしてください。  
なお必要書類は加盟団体でまとめ、メール以外での申し込みの場合は加盟団体長の確認書  
(上蓋)を添付の上、提出してください。個人での送付は受けませんのでご注意ください。  
い。

#### \* 留意事項

- (1) 要項の内容を十分ご確認ください。特に、『受審資格』についてご注意ください。
- (2) 剣道六・七段審査会については1ヵ所のみ審査の申込みとなりますが、仕事等の都合での止むを得ない場合、受審地の変更が認められます。  
(※4月14日(月)17:30までにご連絡ください。)
- (3) 諸事情による、申込み取消しについては、下記期日までにご連絡ください。下記期日までの申し出の場合は、審査料(手数料を引いた額)の返金手続きができます。
  - ・「京 都」4月14日(月)17:30までに
  - ・「愛 知」4月24日(木)17:30までに
- (4) 剣道八段審査会については2日間実施するため、個人の審査申込書(第5号様式)の右上に、受審希望日を必ず明記してください。  
(・「1日目」 ・「2日目」)
- (5) 申込書は、2月14日(金)までにお送りください。  
(※審査員選考委員会開催のため、締切日厳守でお願いいたします。)